# 令和2年度当初予算編成方針

令和元年10月8日 予算編成会議決定

- 〇 令和2年度当初予算においては、重点施策推進方針を踏まえ、折り返しを迎える第3期ふるさと秋田元気創造プランの更なる加速化を図るための施策を重点的に推進する。
- 収支不足の大幅な拡大が見込まれる中、最低限の財政規律を維持しつつ、必要な取組の財源を確保するため、計画的・段階的な見直しを前提としたゼロベースでの事業の見直しを徹底するほか、外部資金の積極的な活用、市町村や民間等の多様な主体との協働による取組を進める。

#### I 財政見通し

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針2018)において、地方の一般財源総額については、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

一方で、地方交付税については、その配分に当たり、人口増減等の「取組の成果」に応じた算定へのシフトが行われ、骨太の方針2019においては更なる成果配分の引き上げの方向性が盛り込まれるなど、条件不利地域や財政力の弱い団体にとって、一般財源の確保がこれまで以上に厳しくなると見込まれる。

本県においても、歳入面で、消費税率の引き上げに伴う地方消費税の税収増が見込まれるものの、人口減少等により臨時財政対策債を含めた実質的交付税は前年度同様大幅な減少が見込まれ、使途が特定されない実質的な一般財源総額は却って減少すると見込まれる。

さらに、歳出面では、公債費は減少するものの、地方消費税の税収増分は幼児教育・高等教育の無償化等の社会保障経費に充てることになるほか、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増等により、収支不足は今年度を大きく上回る見通しとなっている。

### Ⅱ 財政の健全性の維持と政策事業の財源確保

厳しい財政状況にあっても、将来に負担を先送りすることのないよう歳入・歳出の 徹底した見直しを行い、単に既存制度を延長することなく、必要性、緊急性、効率性、 事業効果等の観点から、事業の存廃や優先順位の見直しによる「選択と集中」に取り 組むことにより、プライマリーバランスの黒字維持、最低限の財政2基金の残高確保 を目指すとともに、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や「第2期あきた未来総 合戦略(仮称)」の取組を推進するための財源を確保する。

なお、各部局による歳入・歳出の見直しや国の補助制度の有効活用等により、新規・拡充事業の財源として20億円程度の一般財源を確保する。

<財源の確保目標(一般財源ベース、対令和元年度当初予算)>

項目	目標額	基準等
経常経費	6億円程度	・裁量的経費については、原則△5%とする。
		(指定管理料を除く。)
政策経費	96億円程度	・裁量的経費については、原則△30%とする。
		(終了事業等と合わせて目標額の達成を目指す。)
		・公共事業については、国の補助制度を活用しつ
		つ優先度の高いものに限定することとし、県単
		独事業については原則△20%とする。
		・社会保障関係経費についても圧縮に努める。
計	102億円程度	

## Ⅲ 特に留意する事項

予算要求に当たっては、特に、次の $1 \sim 3$ の事項に留意し、併せて4以下についても必要な検討・取組を進める。

# 1 事業の効果的・効率的な推進

施策・事業の企画・立案に当たっては、県民ニーズ等を踏まえつつも、全ての事業について事業成果の検証と見直しを行い、事業実施の必要性や手段の妥当性についても十分に考察を行った上で、より効果的かつ効率的な事業への絞り込みを行う。併せて、事業主体との役割分担の観点から、県負担のあり方についても適切な見直しを行う。

また、施設やインフラの修繕・更新が、人口減少や財政規模の縮小により今後大きな財政負担になる見込みであり、県の資産規模を全体として適正な規模にコントロールする必要があることから、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等を踏まえ、効率的で計画的かつ経済的な維持管理を行うとともに、施設の新設や統廃合等を行う場合には、イニシャルコストのみならずライフサイクル全体でのコスト試算を行うこと等により、施設の適正規模の検討を十分に行い、財政負担の平準化と中・長期的なコスト縮減に努める。

#### 2 ICT等利活用の積極的な推進

市町村や関係団体、大学等とも連携した地域課題の解決に積極的に取り組むとともに、Society 5.0 時代を見据えた I C T 人材の確保・育成、イノベーションを生かした新しいサービスやビジネスの創出、医療や福祉など県民に身近な分野における I C T 等の利活用の方策を多角的に検討し、地域の活性化を図る。

また、AIやRPA、クラウドなどの新たなICTを活用した庁内業務効率化に取り組む。

#### 3 会計年度任用職員制度導入への対応

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、職の集約化や廃止、委託や役務などへの変更について十分な検討を行った上で、制度改正に伴う所要経費を適切に見積もる一方で、新たな業務を行う場合であっても、正職員による対応を基本とし、会計年度任用職員等の配置は原則行わないこととする。

#### 4 様々な手法による歳入の確保

国の動向や情報を的確に把握し、国の支援制度があるものは国庫補助・交付金の最大限の活用を図るほか、国の外郭団体や民間企業の調査・研究資金の活用や共同研究等を積極的に検討する。併せて、国による支援制度等が未整備な分野については、国に対し積極的に制度創設や事業採択の要件緩和等を働きかけるなど、国費の確保に努める。

また、財産の売払い、使用料等受益者負担の適正化、県有資産や印刷物等を活用した広告収入の確保はもとより、寄附獲得に向けた効果的な広報活動、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度の導入など、従来の枠にとらわれず、様々な手法を活用し、歳入の確保に努める。

# 5 多様な主体との協働

複雑・多様化する県民ニーズや地域課題に、迅速かつ適切に対応するためには、 多様な主体との協働が不可欠であることから、役割分担の明確化を図りながら、市 町村、企業、NPO、県民等との協働による取組を推進する。

#### 6 市町村への丁寧な説明

既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすものについては、適切な時期に情報提供するとともに、県の財政状況の見通しが極めて厳しいことを十分に理解いただいた上で必要な協議を行い、協力を得るよう努める。なお、市町村に対する交付税算入等の地方財政措置がある場合、市町村への上乗せ支援は、原則行わないこととする。